

住宅宿泊事業を予定されている  
事業者のみなさまへ

**KOBE**   
UNESCO City of Design

# 民泊からのごみは、 事業系ごみです。

住宅宿泊事業(民泊)から発生したごみは、住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければならない事業系ごみ(事業系一般廃棄物)です。

事業系一般廃棄物は、

## ◆ 家庭ごみ用のクリーンステーションには出せません

※事業系一般廃棄物をクリーンステーションに出すと不法投棄となり、  
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はその両方が科されます

## ◆ 「事業系ごみ指定袋」に入れてください

## ◆ 収集運搬の委託は、市の許可業者へ委託してください

ごみの出し方は、

神戸市事業系一般廃棄物 [検索](#)

ごみの収集運搬は、

一般廃棄物収集運搬許可業者 または、  
**神戸市環境共栄事業協同組合**  
(電話:078-331-3470)  
へご相談ください。

ごみの取扱いにあたっては、周辺地域の生活環境保持に留意し、近隣住民とのトラブル等が発生しないよう、適切に対応してください。